

流動資産担保融資保証(ABL保証)

流動資産担保融資保証制度の概略図



ABLのメリット

●資金調達力がアップします。

売掛債権や棚卸資産を担保にして借入れが できます。 従来の不動産担保による借入れに加えて、資

従来の不動産担保による借入れに加えて、資金調達の幅が広がります。

●保証料率が割安です。

一般の保証料率は0.45%~1.90%の9段階ですが、「ABL」の保証料率は一律0.68%でご利用いただけます。

●資金繰りに余裕がもてます。

当座貸越により、借入れの上限を決めておき、その範囲内であれば、必要なとき、必要な額の借入れが簡単な手続きで受けられます。

保証	内容
保証限度額·	…2億円
保証期間·	…1年
保証割合	…80% (部分保証)
貸付方式:	··当座貸越·手形貸作
保証料率·	0.68%
連帯保証人·	…法人代表者のみ
ご融資利率・	…金融機関所定利率

対象者	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者	
保証限度額	(1)保証限度額 2億円 (2)保証割合 80%(部分保証) (金融機関からの借入限度額2億5,000万円)	
	根保証又は個別保証(売掛債権のみ)がご利用いただけます。	
貸付方式	根保証の場合 当座貸越 個別保証の場合 手形貸付	
保証期間	根保証の場合 1年間(期間延長・更新も可能) 個別保証の場合 1年以内(未発生債権を引当としない場合6か月以内)	
1 当座貸越根保証の場合 極度額の上限金額=売掛債権の見積額(※)×掛目 ※過去1年間の平均月商額に平均サイトを乗じた額。 ※季節的要因等により月商額に大幅な変動がある場合はピーク月商額×サイトとすることも可能。 2 個別保証の場合 ①既発生債権を返済引当とする場合 貸付上限金額=売掛債権金額×掛目 ②未発生債権を返済引当とする場合 貸付上限金額=以下のaとbのいずれか高い方 契約締結日~借入申込日(月数) 本 未発生債権金額 × 契約締結日~役務提供完了予定日(月数) b 未発生債権金額 × 1/2 ②売掛債権に対する掛目 「売掛先」と「担保の保全(対抗要件の具備)手続」によって以下のとおり定められます。 「一日では、新聞の保全を対抗要性の具体)手続」によって以下のとおり定められます。 「一日では、新聞の保全手続き、一般企業 上場有配企業 上場在配金 上場在配金 上場在配金 上場在配金 上場 上記述 上述		
棚 極度額の上限金額=棚卸資産の見積額(※1)×掛目(30%)(※2) ※1 原則として直近の簿価によるが、季節的要因等により残高に大幅な変動がある場合はピーク残高とすることも可能。 ※2 第三者の客観的評価が得られた場合は70%を限度として引き上げることが可能。		
保証料率	融資金額に対し年率0.68%	
根保証の場合 :約定弁済又は非約定弁済(随時弁済)のいずれも差し支えありません。 個別保証の場合 :返済引当とした売掛債権の支払期日に、一括して返済していただきます。 ただし、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とすることも でき(味ねた売掛債権の回収月が1か月以内に収まることが必要)、個々の 売掛債権の支払期日が到来する都度、返済することができます。		

■「流動資産担保融資保証制度」(ABL保証)のご利用の流れ



すでにお取引のある金融機関がお申込窓口です。

お客様ならびに売掛先や棚卸資産に対する審査を行います。

借入限度額(個別保証の場合は借入額)が決まります。

- ●借入限度額(借入額)は売掛債権や棚卸資産の価額と同額ではなく、売掛債権、棚卸資産の内容ごとに設定された掛目をそれぞれの価額に乗じた金額となります。
- ●売掛債権の場合の掛目は70%~100%
- ●棚卸資産の場合の掛目は30%(70%を上限に引き上げ可能)

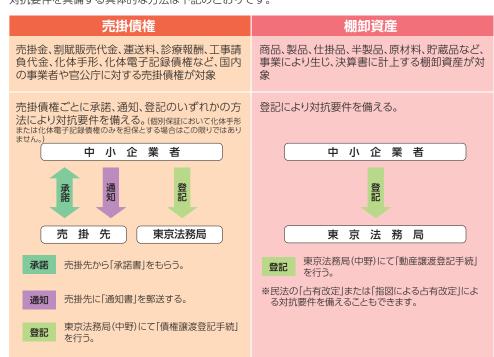


法律が定める対抗要件(下記参照)を備えていただきます。

根保証の場合は保証期間中、反復借り入れができます。

■対抗要件について

ABL保証を利用する場合は、対抗要件を具備する必要があります。 対抗要件を具備する具体的な方法は下記のとおりです。



101 102